



# 鳥取県公報

平成 29 年 2 月 24 日 (金)  
第 8 8 7 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (113) (福祉監査指導課) . . . . . 2 |
|        | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (114) (〃) . . . . . 2       |
|        | 指定自立支援医療機関の指定 (115) (障がい福祉課) . . . . . 3         |
|        | 介護老人保健施設の廃止の届出 (116) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3  |
| ◇ 公 告  | 空港保安警備業務 1 級検定試験の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 3    |
|        | 空港保安警備業務 2 級検定試験の実施 (〃) . . . . . 4              |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (2 件) (鳥取県立厚生病院) . . . . . 6              |

# 告 示

## 鳥取県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名称         | 主たる事務所の所在地  | 居宅介護事業所の名称    | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 変更年月日     |
|------------|-------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
| ここにこケア株式会社 | 鳥取市桜谷173-21 | デイサービス<br>きら星 | 鳥取市桜谷173-21 | 地域密着型通所介護 | 平成29年1月1日 |

### 2 介護予防事業者

| 名称         | 主たる事務所の所在地  | 介護予防事業所の名称    | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 変更年月日     |
|------------|-------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
| ここにこケア株式会社 | 鳥取市桜谷173-21 | デイサービス<br>きら星 | 鳥取市桜谷173-21 | 介護予防通所介護  | 平成29年1月1日 |

## 鳥取県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名称          | 主たる事務所の所在地   | 居宅介護事業所の名称       | 居宅介護事業所の所在地   | 居宅介護事業の種類 | 廃止年月日       |
|-------------|--------------|------------------|---------------|-----------|-------------|
| 医療法人昌生会     | 米子市中島二丁目1-46 | デイサービス新田         | 米子市車尾二丁目24-19 | 地域密着型通所介護 | 平成28年10月31日 |
| 社会福祉法人あすなる会 | 鳥取市川端四丁目115  | 美和あすなるデイサービスセンター | 鳥取市赤子田451     | 訪問入浴介護    | 平成29年1月31日  |

### 2 介護予防事業者

| 名称      | 主たる事務所の所在地   | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地   | 介護予防事業の種類 | 廃止年月日       |
|---------|--------------|------------|---------------|-----------|-------------|
| 医療法人昌生会 | 米子市中島二丁目1-46 | デイサービス新田   | 米子市車尾二丁目24-19 | 介護予防通所介護  | 平成28年10月31日 |

**鳥取県告示第115号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称 | 開設者の住所     | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類        | 指定年月日     |
|------------|------------|---------------|----------------|------------------|-----------|
| 長谷川 千鳥     | 米子市富益町4340 | 大崎薬局          | 米子市大崎1242      | 育成医療、更生医療、精神通院医療 | 平成29年1月1日 |

**鳥取県告示第116号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月24日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

| 開設者の名称又は氏名 | 介護老人保健施設の名称 | 介護老人保健施設の所在地 | 届出年月日      | 廃止年月日      |
|------------|-------------|--------------|------------|------------|
| 医療法人明生会    | あけしまニコニコホーム | 倉吉市幸町507-18  | 平成29年2月15日 | 平成29年3月15日 |

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年2月24日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成29年6月1日（木）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成29年7月22日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 乗客等の接遇に関すること。
    - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

- オ 空港に関すること。
- カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
  - ア 乗客等の接遇に関すること。
  - イ 手荷物等検査に関すること。
  - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
  - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
  - 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
  - 平成29年5月8日(月)から同月12日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
  - 次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
  - なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
  - 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
  - (4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
  - (5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
  - 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
  - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年2月24日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
空港保安警備業務 2 級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成29年 6 月 1 日 (木) 午前 9 時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成29年 7 月 8 日 (土) 午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5 名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 乗客等の接遇に関すること。
    - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査 (以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
    - オ 空港に関すること。
    - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 乗客等の接遇に関すること。
    - イ 手荷物等検査に関すること。
    - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成29年 5 月 8 日 (月) から同月12日 (金) までの日の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 厚生病院清掃等業務 一式                   |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 平成29年2月8日                      |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 株式会社エパークリーン<br>倉吉市福庭町一丁目288    |
| 5 落 札 金 額              | 174,960,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成28年12月27日                    |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課<br>倉吉市東昭和町150   |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式          |
| 2 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札                    |
| 3 落 札 日                | 平成29年2月15日                    |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 株式会社サンキ<br>広島県広島市西区草津港三丁目3-33 |
| 5 落 札 金 額              | 9,072,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成28年12月27日                   |
| 7 落 札 方 式              | 総合評価落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課<br>倉吉市東昭和町150  |